

# 公立はこだて未来大学情報ライブラリー運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立はこだて未来大学情報ライブラリー規程第4条第2項の規定に基づき、公立はこだて未来大学情報ライブラリー運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) ライブラリーの運営方針に関すること。
- (2) ライブラリー資料の整備および利用に関すること。
- (3) その他ライブラリーに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 情報ライブラリー長
- (2) 本学の専任の教授、助教授および講師のうちから学長が指名する者
- (3) 教務課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、情報ライブラリー長をもってこれに充てる。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、函館圏公立大学広域連合事務局教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月21日から施行する。